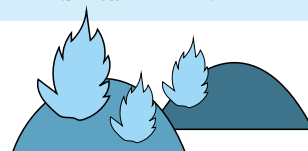


空気が乾燥しています 林野火災等に注意

春は風が強く乾燥し、住宅火災や森林火災などが多い時期です。今一度、自宅や牛舎などの火の元、火の後始末を心がけ、万が一火災が起こった場合でも、慌てずに対応しましょう。

また、この時期はあぜ焼きや枯草の焼却が行われていますが、これらが原因による火災が多発しています。あぜ焼きを行う場合は事前に最寄りの消防署へ届け出を行い、右記の点に気をつけましょう。

- 周囲に気を付け、火が燃え移らないよう注意する。
- 強風の日や空気の乾燥する日には行わない。
- 事前に消火できる準備をしておく(水、消化器等)。
- 作業は1人で行わず、必ず2人以上で行う。
- 完全に消火するまではその場を離れない。



平成 26 年度北海道預託「発送計画のお知らせ」

お申込みはお早めに

チェック

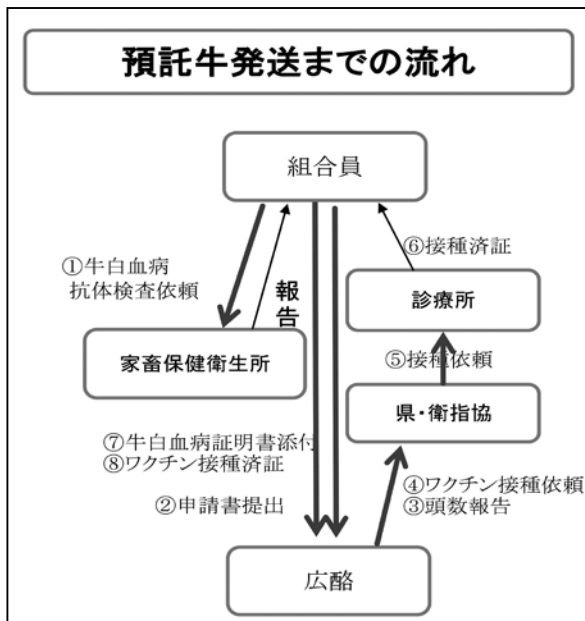
上牧予定月	6月	8月	10月	11月	2月
申込期限	5月9日(金)	7月10日(木)	9月10日(水)	10月10日(金)	1月9日(金)

平成26年度北海道預託事業に係る発送計画をお知らせします。お申し込みは期日厳守で提出をお願いします。

■預託牛発送前のお願い

- ① 預託牛候補牛は発送前に「牛白血病抗体検査」を実施し、「陰性」と判定された牛のみを発送します。各自で最寄りの家畜保健衛生所へ依頼して頂き、抗体検査通知文書(写し)を広酪事業推進課に提出下さい。
- ② 予防ワクチン接種の証明書(写し)を提出下さい。
- ③ 「ヨーネ病カテゴリーI農場証明書」の「最新分」写しを申請時に提出下さい。
- ④ 輸送中の事故防止のため、除角をお願いします。

預託牛発送までの流れ



乳用育成牛斡旋及び初妊牛売買事業 全酪連「販売預託事業」消費税改正

平成26年4月1日から消費税法の改正により消費税率が5%から8%に引き上げられました。

全酪連「乳用育成牛斡旋及び初妊牛売買事業」の消費税の取扱いについて、右表のとおりお知らせします。

経費	変更内容
受精卵	受精卵の購入時の消費税率を適用
移植経費	受精卵の移植時の消費税率を適用
除角料	預託牛の上牧時の消費税率を適用
指定精液代	預託牛の下牧時の消費税率を適用 (注) 指定精液の受精時の消費税率の適用ではありません。
初妊牛	初妊牛は育成牛代金と相殺精算しますが、育成牛代金の消費税率は上牧時の税率が適用されます。よって、平成26年3月末日までの上牧牛で、かつ平成26年4月以降に本牛を購買する時の精算方法は、購買代金の消費税率は8%であり、一方で育成牛代金の消費税率は5%が適用され精算することとなります。

平成 26 年度「酪農振興資金」使途 広島県酪農政治連盟の活動強化へ

広島県酪農政治連盟では、酪農家の生活を支える目的で、国への政策提言と予算確保への行動はもとより、近年では国のTPP参加阻止を巡る運動や、乳価交渉への提言を行う活動を積極的に行っています。

こうした中で、活動資金が枯渇する状況が生じている現実から、乳価構成において組合員に新たな負担を求めることなく、酪農振興資金を広島県酪農政治連盟への活動資金に充てることを決定しました。

(酪農振興資金の想定額)

使途項目	想定額	積算根拠
広島県酪農政治連盟活動費支援	2,080 千円	生乳受託量 52,000 t × 4 銭

購買重点品目

「HR1014C」キャンペーン期間 平成 26 年 5 月～平成 26 年 9 月末の 5 ヶ月間



- ① 10 本以上ご購入毎に「軍手 5 組」を進呈
- ② 期間中 30 本以上ご購入で更に「バスタオル」を進呈
(バスタオルは期間終了後にお届けします)
- ③ 販売価格(税込):3,326 円/本

有効成分名及び含量(1g中)	
ビタミンA 油	100,000 IU
ビタミンD3油	10,000 IU
ビタミンE (酢酸dl-α-トコフェロール)	40 mg
ビタミンC	適量
賦形物質 ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ソルビン酸、クエン酸、BHT	

「Hi ビタコーゲン」・「ビタコーゲン哺育用」キャンペーン 平成 26 年 5 月～7 月末(期間限定 3 ヶ月間) 1 袋 200 円値引き

■ビタコーゲンシリーズ(発酵生成物・有効微生物)

商品名と価格	期待できる効果	給与量
Hi ビタコーゲン (15Kg 入り) 通常 3,186 円(税込)が 2,970 円(税込)	食い込みの向上 乳成分・乳質の安定 悪臭の抑制 堆肥発酵の促進	育成牛:50~100g/日 泌乳牛:150g/日 (高泌乳牛:250g/日) 乾乳牛:150g/日
ビタコーゲン哺育用 (1Kg 入り) 通常 3,240 円(税込)が 3,024 円(税込)	哺育子牛の健康管理 導入牛のストレス軽減 母牛の健康管理(産前産後) 食帯の改善	20g/日 → 50g/日(7~10日) 20~30g/日(10~20日) → 50g/日(各々10日間) → 50g/回(1~2日状態みながら)

平成 26 年度乳価構成

平成 26 年度乳価構成は次のとおりですが、酪農関連政策及び広酪合固有事業等によって新たな拠出を必要とする場合は、別途協議のうえ決定します。平成 26 年度乳価構成は平成 26 年 4 月 1 日生乳出荷分から適用となります。

A プール乳価

中国生乳販連に委託販売した基準乳代を受託数量で除する。
(乳脂肪率 3.5%、無脂乳固形分率 8.3% 基準)

B 基本乳価

乳成分格差テーブル適用後の基本乳価
(乳脂肪率 3.5%、無脂乳固形分率 8.4% 基準)

C 控除

平成 26 年度乳価構成テーブル(前年度同様)(単位:円・%)

無脂乳固形分	8.9	-21	-11	-6	-3	2	3	3	4	4
	8.8	-21	-11	-6	-3	2	3	3	4	4
	8.7	-21	-11	-6	-3	1	3	3	4	4
	8.6	-21	-11	-6	-3	1	2	3	3	3
	8.5	-21	-11	-6	-3	0	2	2	2	3
	8.4	-21	-11	-6	-3	0	0	0	1	1
	8.3	-21	-11	-6	-3	-3	-3	-3	-3	-3
	8.2	-21	-11	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6
	8.1	-21	-21	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11
	未満	-21 (注)	-21	-21	-21	-21	-21	-21	-21	-21
	%台	未満	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9
乳 脂 肪 分										

(注) 乳脂肪分 3.2% 及び無脂乳固形分 8.1% 未満は不受託

	平成 26 年度	前年比較
① 中国生乳販連手数料(外税)	28 銭 8 毛	(7 厘 8 毛増額)
② 全国連手数料(外税)	9 銭 7 厘 2 毛	(1 銭 3 厘 2 毛増額)
③ 集乳運賃(外税)	3 円 35 銭 8 厘 8 毛	(8 銭 2 厘 8 毛増額)
④ 送乳運賃(外税)	1 円 74 銭 9 厘 6 毛	(4 銭 8 厘 6 毛増額)
⑤ CS 経費(外税)	69 銭 1 厘 2 毛	(1 銭 9 厘 2 毛増額)
⑥ 乳質改善費(外税) ⇒ 乳質検査委託費及び乳質改善拠出金	19 銭 4 厘 4 毛	(5 厘 4 毛増額)
⑦ 広酪受託販売手数料(外税)	2 円 87 銭 2 厘 8 毛	(7 銭 9 厘 8 毛増額)
⑧ 酪農対策推進費(内税) ⇒ 日本酪政連会費及び県酪政連活動費	2 銭	(前年度同額)
⑨ 酪農振興資金(内税) ⇒ 県酪政連活動費	4 銭	(前年度同額)
⑩ 消費拡大資金(内税) ⇒ Jミルク拠出金・県普協・広酪	8 銭	(前年度同額)
⑪ (社)中央酪農会議拠出金拠出金 需給調整機能強化全国支援事業(課税対象外)、 牛乳消費喚起対策事業(内税)、酪農理解醸成消費者対策事業(内税)、 BSE 対策互助基金(課税対象外)	15 銭	(5 銭減額)
⑫ 加工原料乳経営安定対策拠出金(課税対象外)	1 銭	(前年度同額)
⑬ 生産基盤活性化対策資金拠出金(課税対象外) 中販連独自(生産基盤活性化対策事業、自然災害乳代見舞金制度)	17 銭	(前年度同額)
⑭ 酪農理解醸成活動拠出金(内税) ⑪の牛乳消費喚起事業の一部組み換え(乳価交渉、牛乳消費喚起 対策事業)	5 銭	(5 銭増額)
⑮ 季節別乳価対策(課税対象外) ⇒ 中販連独自(需要期における生乳生産比率の向上に取り組む対 策不要期乳量×2円の拠出金、需要期乳量×2円の奨励金〔不 需要期:4~5、12~3月、需要期:6~11月〕)	—	(前年度同様)
◎ 控除額合計	9 円 76 銭 4 厘 8 毛 以内(25 銭 6 厘 8 毛増額)	

※控除合計金額は消費税の引き上げにより増額

■平成 26 年度衛生的乳質ペナルティの使途

1) 基本的考え方

平成 26 年度の衛生的乳質ペナルティの使途については、中国生乳販連下における広酪の生産基盤強化対策及び乳質両面からの地位向上を図ることを目的として、次の対策を講じ実行を期するものとする。

2) 衛生的乳質ペナルティの徴収想定額

細菌数ペナルティ徴収想定額 2,000 千円
 体細胞数ペナルティ徴収想定額 50,000 千円

3) 使途項目別事業内容

(単位：千円)

事業別使途項目		計画金額	積算根拠及び奨励金交付のポイント
良質乳出荷対策事業	① 良質生乳奨励金(体細胞数)	15,000	当月の体細胞数ペナルティ徴収額の 30% を、当月の体細胞 20 万/ml 未満の良質生乳出荷組合員に対して、奨励金として交付する。
	② 生乳出荷賠償制度加入掛金	2,750	(社) 全国酪農協会所管の廃棄生乳保険制度への加入掛金(残留抗生物質等に起因が対象)。
	③ 残留抗生物質簡易検出用キット購入費	3,052	βラクタム検出用キット(37+2 路線× 365 日、緊急検査用 300) 直送地区の搬入先乳業者及び三次 CS・事業所等において検査実施。
	④ 体細胞数簡易測定器検査キット購入費	3,315	デラバルCELL カウンター用キット(10,000 検体)
	⑤ 搾乳施設点検事業	50	点検経費の組合員負担は求めず、広酪により巡回日程を調整する。実施時期は、5 月(南部)・7 月(西部)・9 月(備北)・11 月(東部)に実施する。
	⑥ 搾乳施設改善整備助成事業	1,345	搾乳施設点検整備事業で、改善指導を受けた項目を改善する経費の一部を助成。
	⑦ プロファイルテスト事業(乳房炎防除対策の一環指導)	900	広島県農業共済組合と連携を図り、代謝プロファイルテストの基本料金と頭数料金 基本検査:20 戸、追跡検査:20 戸 (対象者は継続的体細胞数ペナルティ対象者から選定)
	⑧ バルク乳等スクリーニング事業	3,708	広島県家畜畜産物衛生指導協会への依頼検査及び随時検査料金等 バルク乳スクリーニング検査:156 戸× 3 回(4・8・12 月) 濃密指導検査:4 戸× 40 頭、追跡検査: 4 戸× 20 頭 自主検査:500 頭(自己負担 50% を求める) 特別検査:2,500 頭(バルク乳検査陽性+直近体細胞数 C ランク以上で予算内で終了)
生産基盤強化対策事業	① 産み分け用選別精液助成事業(1,200 本× 5,000 円)	6,000	① 雌雄産み分け用精液で、確実に後継牛を確保することを支援する。 ② 雌雄産み分け用精液は、1 戸当り 20 本を限度とする。
	② 受精卵移植奨励助成事業(100 個× 5,000 円)	500	① 受精卵移植(乳牛卵)による乳牛改良を推奨する。 ② 受精卵移植(和牛卵)による所得確保の支援をする。 ③ 移植用の受精卵は、1 戸当り 5 個を限度とする。
	③ 預託育成強化奨励助成事業(130 頭× 15,000 円/頭)	1,950	① 自家育成牛の確保・強化を推奨するため、130 頭を対象として助成。 ② 助成対象牛は、広酪の北海道預託育成事業により実施する預託牛とする。
	④ 乳雌子牛増産奨励助成事業(430 頭× 1,000 円/頭)	430	① ホルスタイン種の増殖率を向上させ、優良後継牛の保留を目的とする。 ② 平成 26 年 1 月 1 日以降生まれの登録申込み子牛で、登録申請時にカウントする。
	⑤ 自家育成保留奨励助成事業(1,000 頭× 13,000 円)	13,000	① 自家生産牛で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日に初産分娩した牛、② 育成牛の導入の場合は、分娩前 12 ヶ月の飼育期間があること。①②何れも、搾乳に供することを目的にした牛であること。但し、財源状況により奨励金単価の減額、また、①の良質生乳奨励金精算後に残高がある場合は単価の増額するので、年度未交付を行う考えで、ペナルティ財源をもった調整弁として取り扱う。
合 計		52,000	

ミルクパートナー

■平成 26 年度衛生的乳質ペナルティ体系と使途 ■体細胞ペナルティ体系を変更

1 細菌数ペナルティ体系(前年同様)

(万/ml・円/kg)

ランク区分	A	B	C	D	E	F
体細胞数	10 万未満	10 万以上 31 万未満	31 万以上 51 万未満	51 万以上 101 万未満	101 万以上 401 万未満	401 万以上
単 価	0	-1 円	-2 円	-5 円	-10 円	-40 円

※月 3 回の配分検査に基づき、対象旬乳量にペナルティ単価を乗じて控除する。

※乳業工場・CS 着時の追跡検査結果において、ペナルティ徴収に該当した場合は、当日乳量に対してペナルティ単価を乗じて控除する。

※Eランク(101 万/ml) 以上は、ブリード法(顕微鏡)による再検査を実施し、Bランク以下に改善されるまでの間、受乳を拒否する。

※指導を行っても改善されない場合は受乳を拒否する場合がある。

2 体細胞数ペナルティ体系(範囲・単価を変更)

(万/ml・円/kg)

ランク区分	A	B	C	D	E	F	G
体細胞数	20 万未満	20 万以上 30 万未満	30 万以上 40 万未満	40 万以上 50 万未満	50 万以上 70 万未満	70 万以上 100 万未満	100 万以上
単 価	奨励金	0	-2 円	-4 円	-8 円	-12 円	-20 円

※月 3 回の配分検査に基づき、対象旬乳量にペナルティ単価を乗じて控除する。

※Eランク(50 万/ml) 以上は、デラバルセルカウンターによる再検査を実施し、Cランク以下に改善されるまでの間、受乳を拒否する。

※指導を行っても改善されない場合は受乳を拒否する場合がある。

3 良質生乳確保指導対策及び賠償責任

(1) 推進体制

平成 18 年度に改訂した「総合的乳質向上と指導指針」マニュアルを活用し、生産者自らが自覚し実施することが必要な「搾乳衛生の基本」「正しい搾乳手順の励行」など現場に対応した指導、生乳生産段階の HACCP 方式とポジティブリスト制度に配慮した生産衛生管理の醸成を行なう。

乳質が継続的に不良な組合員には、酪農指導関係機関並びに団体で編成した「酪農指導プロジェクトチーム」を中心に重点的改善指導を実施する。

(2) 販売不可能乳(廃棄)生乳の責任

『乳業者との生乳取引契約に規程された規格(体細胞数、細菌数ともに 30 万/ml 以下) に対して劣質な生乳』及び『残留抗生物質・血乳・凍結乳・加水等』で廃棄に至った場合は原因者が賠償の責任を負うものとする。

廃棄に係る原因判明が出来ない場合は、再発防止の処置として翌日を出荷停止とするとともに、更に、改善が不可能な場合は出荷停止を延長することが出来るものとする。なお、故意の場合は 5 日間の出荷停止とする。

(3) 受乳拒否

生乳の検査結果において、組合が別に定めた基準に達しない場合は、その改善が認められるまでの間、受託しないものとする。

※預り金の払戻事務手数料改定のお知らせ

消費税法改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日以後の広酪の預り金払戻事務手数料を 756 円(改定前 735 円)に改定しました。